

津久井やまゆり園事件の裁判の経過（概要）について

公判回数	日付	公判内容	概要
1	令和元年 1月8日（水）	初公判 起訴状朗読 罪状認否 冒頭陳述	被告人は途中で小指をかみ切ろうとして裁判長から退廷を命じられ、午後は被告人不在で裁判が進みました。 検察側、弁護側の冒頭陳述がありました。検察側は刑事責任能力はあると主張し、弁護側は大麻精神病により、刑事責任能力はなかったと主張しました。
2	1月10日（金）	証拠の取り調べ（検察側）	被告人は手にミトン（手袋）をして出廷しました。 裁判長から8日と同様の行為を慎むよう注意を受けてから裁判が始まりました。 検察側から事件当日の動き、被害の状況、職員の調書の朗読がありました。
3	1月15日（水）	証拠の取り調べ（検察側）	検察側から、職員の調書、ご遺族の調書の朗読がありました。 ご遺族の調書では利用者様の幼少時からやまゆり園でのご様子、事件当日のこと、被告人への憤りなど朗読がありました。
4	1月16日（木）	証拠の取り調べ（検察側）	検察側から、ご遺族、お怪我をされた利用者様のご家族の調書の朗読がありました。ご遺族、お怪我をされた利用者様のご家族の調書では、利用者様の幼少時からやまゆり園でのご様子、事件当日のこと、被告人への憤りなど朗読がありました。
5	1月17日（金）	証人尋問（検察側）	弁護側、検察側双方より、元交際者、近隣住民（防犯カメラ設置）の証人尋問がありました。
6	1月20日（月）	証拠の取り調べ（弁護側）	弁護側から証拠になる被告人の高校の同級生、小中学時代の友人からの調書など朗読がありました。
7	1月21日（火）	証拠の取り調べ（弁護側）	弁護側から証拠になるタクシーのドライブレコーダーの音声、事件の前日に食事に行った被告人の後輩からの調書など朗読がありました。終了時に、裁判長から1/22及び1/23は公判行わず、次回は1/24に行うとのことでした。
8	1月24日（金）	被告人質問	弁護側から被告人へ質問がありました。被告人は実行は間違いありません。責任能力はあると考えています。大麻を使う中、犯行を考え、やろうと思ったのは措置入院中でしたなど答えていました。 弁護側が質問を変えても、もっと大麻の話がしたいと、大麻に関する質疑応答が主でした。
9	1月27日（月）	被告人質問	検察側より、園に侵入した経路、殺傷の様子などについて、被告人に質問がありました。弁護側はイルミナティカードや3年ほど使用した大麻についてなど被告人に質問しました。終了時に、裁判長から2/4は公判行わず、次回は2/5に行うとのことでした。
10	2月5日（水）	被告人質問	甲E様のご遺族、尾野様が、被告人に質問しました。 裁判員、裁判官から、被告人に質問がありました。
11	2月6日（木）	被告人質問	ご遺族及びお怪我をされた利用者様の家族の代理人弁護士7名が被告人に質問しました。被告人は小学生の時に障害者はいらないと作文を書いたことなど話しました。
12	2月7日（金）	鑑定人尋問	裁判所の命令により被告人を鑑定（H30）した精神科医が鑑定結果を証言しました。 検査結果、調書や資料に目を通す他、面会は15回、1回につき1時間から3時間ほど被告人に面接したとのことでした。 大麻使用の影響はなかったかあったとしても事件に影響なかった。妄想ではなく正常心理だった、個人の人格、経験による強い考えだと説明しました。
13	2月10日（月）	証人尋問	弁護側の依頼により被告人を鑑定（R1）した精神科医が説明しました。 精神鑑定結果及び捜査資料に目を通す他、1回1時間ほど被告人に面接したとのこと。被告人は事件当時、大麻の影響で別人格だった、高揚していたと証言しました。
14	2月12日（水）	心情の意見陳述	ご遺族、お怪我をされた利用者様の家族、それぞれの代理人弁護士及び当日の夜勤職員の、併せて10名から意見陳述がありました。終了時に、裁判長から2/13は公判行わず、次回は2/17に行うとのことでした。
15	2月17日（月）	心情の意見陳述 論告求刑	ご遺族の意見陳述1名の後、検事から論告求刑があり、死刑が求刑されました。ご遺族の代理人弁護士から意見陳述がありました。
16	2月19日（水）	弁護側の弁論	弁護側から犯行時、被告人は大麻精神病による心神耗弱の状態にあり、責任無能力として無罪を主張する旨の意見陳述がありました。最後に裁判長から意見陳述の有無を問われ、被告人から意見陳述があり、その中で、いかなる判決にも控訴しないとの意思表示がありました。
17	3月16日（月）	判決宣告	主文：被告人を死刑に処する。 理由として、被告は事件当時責任能力があったと認めたとうえで、「19人もの命を奪った結果ははなはだしく重大だ」として検事の求刑どおり死刑を言い渡しました。裁判長は被告の障害者に対する差別的な主張についてやまゆり園で働いた経験から考えるようになったと指摘しました。

※1/22、1/23、2/4、2/20、2/25、2/26、2/27、3/4および3/23取消